

平成 30 年 6 月 1 日
九州電力株式会社

**玄海原子力発電所 2～4号機運転差止訴訟第 26 回口頭弁論及び
同 3, 4号機原子炉設置変更許可取消訴訟（行政訴訟）第 18 回口頭弁論が行われました**
— 次回期日は平成30年9月28日 —

本日、佐賀地方裁判所において、下記のとおり、標記訴訟の第26回口頭弁論及び第18回口頭弁論が行われました。なお、次回期日は、平成30年9月28日に指定されました。

今後とも、訴訟において、当社の主張を十分に尽くし、玄海原子力発電所の安全性についてご理解いただけるよう、引き続き努力してまいります。

記

1 運転差止訴訟：第 26 回口頭弁論

本件は、玄海原子力発電所 2～4号機の運転の差止を求めて、第1次（平成23年12月27日及び平成24年1月18日）から第2次（平成27年10月30日）にわたり提訴されたものです。

当社は、原告が主張するような重大な事故の具体的危険性はないため、原告の請求の棄却を求めています。

2 原子炉設置変更許可取消訴訟：第 18 回口頭弁論

本件は、原子炉設置変更許可処分[※]の取消しを求めて、国を被告として提訴されたものであり、当社は平成 29 年 11 月 28 日から訴訟参加しております。

当社は、原子炉等規制法、新規制基準及び最新の科学的知見を反映した適切な地震動評価及び安全確保対策をおこなっていることから、原告らが主張する原子炉設置変更許可処分の違法な点はないことを主張しております。

※ 原子力規制委員会が平成 29 年 1 月 18 日付けで当社に対して行った、玄海原子力発電所 3号機及び 4号機の原子炉設置変更許可処分

以 上



ずっと先まで、明るくしたい。

「快適で、そして環境にやさしい」

そんな毎日を子どもたちの未来につなげていきたい。

それが、私たち九電グループの思いです。